

◆ 法に基づく届出が必要な感染症 ◆

(2019年4月1日現在)

1類感染症 (1)エボラ出血熱 (2)クリミア・コンゴ出血熱 (3)痘そう (4)南米出血熱 (5)ペスト (6)マールブルグ病 (7)ラッサ熱	(13)サル痘 (14)ジカウイルス感染症 (15)重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフルボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る) (16)腎症候性出血熱 (17)西部ウマ脳炎 (18)ダニ媒介脳炎 (19)炭疽 (20)チクングニア熱 (21)つつが虫病 (22)デング熱 (23)東部ウマ脳炎 (24)鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く) (25)ニパウイルス感染症 (26)日本紅斑熱 (27)日本脳炎 (28)ハンタウイルス肺症候群 (29)Bウイルス病 (30)鼻疽 (31)ブルセラ症 (32)ベネズエラウマ脳炎 (33)ヘンドラウイルス感染症 (34)発しんチフス (35)ボツリヌス症 (36)マラリア (37)野兔病 (38)ライム病 (39)リッサウイルス感染症 (40)リフトバレー熱 (41)類鼻疽 (42)レジオネラ症 (43)レプトスピラ症 (44)ロッキー山紅斑熱	5類感染症(全数把握) (1)アメーバ赤痢 (2)ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く) (3)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 (4)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く) (5)急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く) (6)クリプトスポリジウム症 (7)クロイツフェルト・ヤコブ病 (8)劇症型溶血性レンサ球菌感染症 (9)後天性免疫不全症候群 (10)ジアルジア症 (11)侵襲性インフルエンザ菌感染症 (12)侵襲性髄膜炎菌感染症 (13)侵襲性肺炎球菌感染症 (14)水痘(入院例に限る) (15)先天性風しん症候群 (16)梅毒 (17)播種性クリプトコックス症 (18)破傷風 (19)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (20)バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (21)百日咳 (22)風しん (23)麻しん (24)薬剤耐性アシネトバクター感染症	5類感染症(定点把握) 小児科定点 <週毎に届出> (1)RSウイルス感染症 (2)咽頭結膜熱 (3)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (4)感染性胃腸炎 (5)水痘 (6)手足口病 (7)伝染性紅斑 (8)突発性発しん (9)ヘルパンギーナ (10)流行性耳下腺炎 インフルエンザ定点 <週毎に届出> (1)インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 眼科定点 <週毎に届出> (1)急性出血性結膜炎 (2)流行性角結膜炎 性感染症定点 <月毎に届出> (1)性器クラミジア感染症 (2)性器ヘルペスウイルス感染症 (3)尖圭コンジローマ (4)淋菌感染症 基幹定点 <週毎に届出> (1)感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る) (2)クラミジア肺炎 (オウム病を除く) (3)細菌性髄膜炎 (髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く) (4)マイコプラズマ肺炎 (5)無菌性髄膜炎 (6)インフルエンザ(入院患者に限る) 基幹定点 <月毎に届出> (1)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (2)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (3)薬剤耐性緑膿菌感染症
3類感染症 (1)コレラ (2)細菌性赤痢 (3)腸管出血性大腸菌感染症 (4)腸チフス (5)パラチフス	新型インフルエンザ等感染症 (1)新型インフルエンザ (2)再興型インフルエンザ 指定感染症 該当なし	獣医師が届出を行う感染症と対象となる動物 (1)エボラ出血熱のサル (2)重症急性呼吸器症候群(SARS)のイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン (3)ペストのプレーリードッグ (4)マールブルグ病のサル (5)細菌性赤痢のサル (6)ウエストナイル熱の鳥類 (7)エキノコックス症の犬 (8)結核のサル (9)鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の鳥類 (10)中東呼吸器症候群のヒトコブラクダ	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 疑似症定点 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

診断した医師がただちに届出

診断した医師が7日以内に届出

指定医療機関が週毎または月毎に届出

指定医療機関がただちに届出

診断した獣医師がただちに届出